



国会速報

- 第154通常国会 -



編集・発行 = 部落解放同盟中央本部 tel 03-3586-7007 fax 03-3585-8966

人権教育・啓発の「基本計画」、人権救済制度の充実へ 国会での論戦を展開し、運動の成果をかちとろう

人権政策の確立を求めて要請

各党とも前向きな姿勢を示す

「部落解放基本法」制定要求国民運動中央実行委員会は、2月12日、各政党への要請行動にとりくんだ。これは、人権政策確立に向けたもので、「地対財特法」後の「同和」行政・人権確立「人権教育・啓発推進法」の具体化 人権侵害被害者救済制度の確立に向けての3点が、柱となる要求。解放同盟からは、組坂委員長、岸田副委員長、岡田、吉岡、田川、原の各中執が、教育、企業、宗教界の代表とともに要請行動にとりくんだ。

自民党とは、党本部で麻生太郎・党政調会長と面会し、組坂委員長が要請事項を説明した。麻生会長は、ときどきメモしながら熱心に聞いた。直ちに具体的回答をすることはできないと前置きしながら、努力を重ねる姿勢を示した。

公明党には院内で、同党の議員団を代表して東順治・党同和対策等人権問題委員会委員長に手渡した。また、保守党は松浪健四郎・党人権擁護問題議員連盟事務局長に要請した。

民主党とは、同党の部落解放推進委員会のなかで要請書を手渡した。社民党には、中西績介・党部落解放運動推進委員会委員長に要請した。自由党は、党として要請団を受け入れ、代表して大江康弘・党国会対策副委員長に手渡した。

各党とも、いずれも前向きの姿勢を示し、民主・社民党では、人権救済についての具体的な法律の大綱作成をめざすことを明らかにした。

「国連10年」行動計画の更なる充実を

連絡会が推進本部に申し入れ

「人権教育のための国連10年」推進連絡会は、2月12日午前、内閣府において「人権教育のための国連10年推進本部」(内閣官房内政審議室)に対して要請をおこなった。この要請は、去る1月11日付けで、2000(平成12)年度までの「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画の推進状況」について推進本部が公表したことを受けてとりくまれたもので、連絡会の構成団体である解放同盟、日教組、全同教、全隣協からそれぞれの代表をはじめ8名が参加した。要請の主な内容は「人権教育・啓発推進法」に基づく「基本計画」の内容と推進体制の充実について「国連10年」国内行動計画の「基本計画」への反映 人権教育のテキストとカリキュラムの作成と充実について。

応対した推進本部の和氣太司・内閣参事官は、人権教育・啓発の推進に関して、内閣府を中心とした推進体制が必要であるとの要請の主旨について理解を示した。また、人権教育・啓発の推進について、「人権教育・啓発推進法」の制定の際に衆参両院の法務委員会で「国連10年」の行動計画を充実していくとした附帯決議を十分に踏まえて推進していくものと考えていると回答。

さらに質疑では、未だに14県において行動計画が策定されておらず、行動計画の期間を延長してとりくみを継続することが必要であるとの意見が出されたが、各地の推進状況や課題を点検しながら現計画を推進していくと述べるにとどまり、行動計画期間以降の推進体制のあり方については明らかにしなかった。

民主・問題提起し首相の姿勢ただす

参議院本会議で2月7日、民主党の江田五月・議員が民主党・新緑風会の代表質問のなかで、「人権救済制度」と「国民共通番号制」について小泉・首相の姿勢と見解をただした。

江田五月（参議院議員） 人権救済制度についても議論の真っ最中です。救済機関の独立性は、国内でこれよりよいと言うだけでは済みません。パリ原則という国際社会のルールがあります。同じ作るのなら、世界じゅうどこに出しても恥ずかしくないものを作りましょう。私たち民主党は、内閣府に人権委員会を作することを提案しています。どうお考えですか。

小泉さん、あなたは施政方針演説で、世界最先端のIT国家や電子政府、電子自治体を実現すると言われました。大いに結構ですが、それが世界最先端の国民管理国家となつてはいけません。今年の八月五日からすべての国民に十一けたの番号が付きます。小泉さん、あなたは、この国民共通番号制が個人の自由とプライバシーを侵害しないものだと約束できますか。お答えください。

この国民共通番号制には、ジャーナリストの櫻井よしこさん、作曲家の三枝成彰さん、長野県の田中知事、杉並区の山田区長始め多くの人々と百十九の地方自治体が反対しています。総務省は住民基本台帳の四項目のデータにしか使用しないとっていますが、経済産業省始め各省庁は既に拡大利用の研究を始めています。行政が個人を支配するような拡大利用を認めてはならないと思いますが、いかがですか、伺います。

小泉純一郎（内閣総理大臣） 人権委員会の設置場所についてでございますが、このたび新たに設置される人権委員会については、法務省が関係分野に関する事務につき人材やノウハウの蓄積があることを考慮し、委員会運営の独立性にも配慮した形で法務省の外局として設置することとされたものと承知しております。

住民基本台帳ネットワークシステムについてでございますが、このシステムでは、都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、法律上、氏名、住所、性別、生年月日の四情報などに限定されていること、利用目的に法律上の根拠を必要とするほか、目的外利用を禁止していること、こういうことなどから、個人の自由とプライバシーを侵害するおそれは少ないものと考えます。このシステムを有効に活用し、電子政府、電子

自治体の中核となる行政手続のオンライン化を図ってまいります。

公明・奨学金制度の拡充と改善が必要

衆院予算委員会で2月14日、赤松正雄・議員（公明党）が質問に立ち、現行奨学金制度の問題点を指摘し、遠山・文部科学大臣にたいして奨学金制度のさらなる充実と改善を求めた。以下に質疑の要旨を掲載する。

赤松正雄（衆議院議員） 今、大変な経済危機の中で、学生たちが大変な経済危機の影響を受け、学費が払えないとか、経済的な事情で学校をやめるといような状況がある。そういう中で、大事なものは奨学金の事業であるが、平成14年度予算において、有利子奨学金の対応人員は61,000人ほどふえているが、無利子奨学金の対応人員は逆に16,000人ほど減っている。合計、育英奨学金事業全体で見れば45,000人ほどふえて、約80万人になっているが、昨今の厳しい状況の中で、就学困難な学生生徒がふえている状況から見れば極めて不十分である。現状について大臣のお考えを聞かせていただきたい。

遠山敦子（文科大臣） 現在の厳しい状況の中で、学びたいという子供たちに就学の機会をきちんと確保するというために、奨学金事業の充実というのは大変重要だと考えている。また、保護者の失職等の家計の急変者に対しては、年間を通じて随時無利子で貸与を行う緊急採用奨学金制度を実施している。無利子奨学金の確保を含めまして、今後とも育英奨学事業の充実に努力してまいります。

赤松（正）議院 無利子貸与の部分をさらに拡充するという方向を模索していただきたい。同時に、有利子の貸し付けについても、運用のミスによって貸与条件を満たしながら受給できなかった場合がある。有利子の貸与の運用の仕方についてもしっかりと考えていただきたい。

遠山・大臣 奨学金の配分は、奨学金希望者のニーズに適切に対応するように配分をしていくことが非常に大事だと考えております。予算の範囲内で公平な配分を行うために、いろいろな工夫を行っているが、御指摘の点も十分留意して、公平性と、かつニーズにきちり対応できるような配分方法について今後とも工夫してまいります。